

政治家が、当該選挙区内にある者に対してする寄附であっても、次のものは、罰則の適用がありません。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

※ ①や②の場合であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

● 禁止される寄附の例

- ① 病氣見舞い
- ② お祭りへの寸志や差入
- ③ 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入
- ④ 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- ⑤ 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典
- ⑥ 葬式の花輪、供花
- ⑦ 落成式、開店祝の花輪
- ⑧ 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入
- ⑨ 入学祝、卒業祝
- ⑩ お中元、お歳暮 など

【問い合わせ先】 札幌市・各区選挙管理委員会

札幌市選挙管理委員会 211-3247	豊平区選挙管理委員会 822-2406
中央区選挙管理委員会 205-3206	清田区選挙管理委員会 889-2010
北 区選挙管理委員会 757-2404	南 区選挙管理委員会 582-4711
東 区選挙管理委員会 741-2412	西 区選挙管理委員会 641-6922
白石区選挙管理委員会 861-2406	手稲区選挙管理委員会 681-2427
厚別区選挙管理委員会 895-2424	



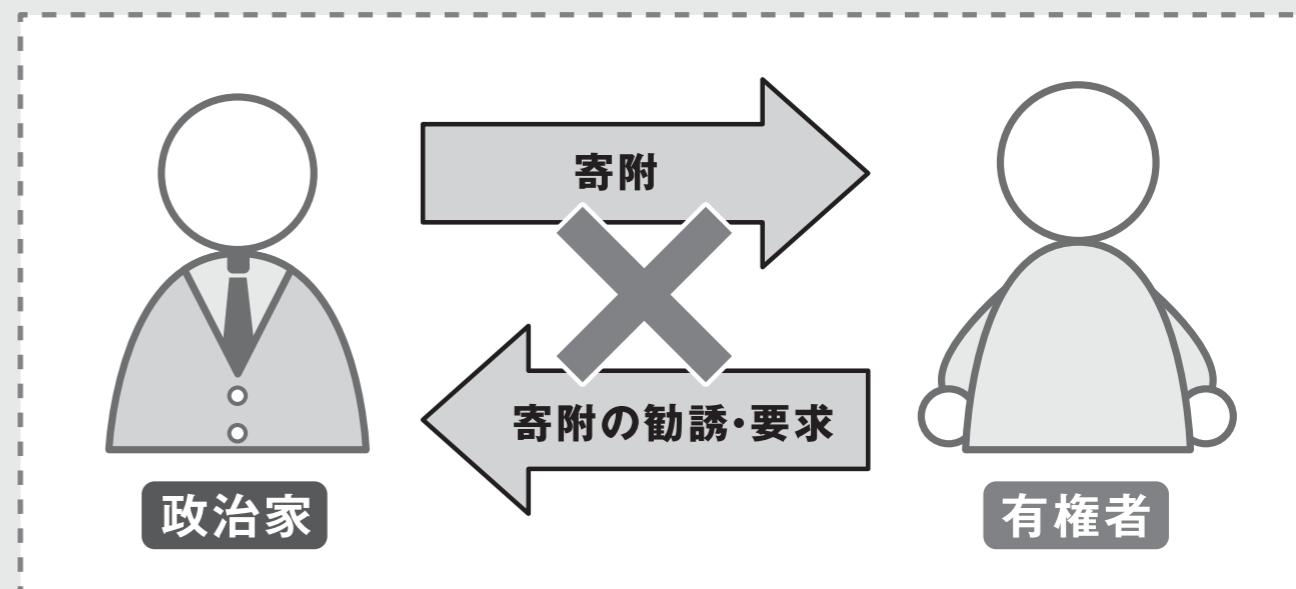
寄附禁止の概要

公職選挙法で、次のことが禁止されています。

● 政治家がする寄附の禁止

政治家(注1)が、当該選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義のものであっても禁止されています(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます(注2))。

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。



● 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して、寄附をするように勧誘することや要求することも禁止されています。

(注1) 政治家とは、現に公職にある人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする人をいいます。

公職とは、国会議員、都道府県市町村の議員、都道府県市町村の長のことです。

(注2) 政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

? 寄附禁止の Q&A ?

Q1 政治家の寄附禁止というけれど、寄附ってどういうものですか。

A1 政治家のする寄附とは、お金や物品、その他財産上の利益を与えること又は与える約束をすることです。
ただし、党費や会費、物を買ったときの代金や有料イベントの参加料のように債務の履行として支払うものは寄附にはあたりません。



政治家のする寄附ってなあに？

Q2 政治家が選挙区内のお世話になった人へお中元、お歳暮を贈ることや催し物の賛助金など、選挙とは関係のない寄附は問題ありませんか。

A2 できません。
政治家が寄附にお金をかけることを無くして、お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現するため、選挙に関する・関しないを問わず、選挙区内の人や団体への寄附は全て禁止されています。

選挙に関係ないものはどうかな？



Q3 町内会が日本赤十字社の社員(社費)を集めていますが、選挙区内の政治家に社員(社費)の勧誘はできますか。

A3 会員(社員)としての資格を得られる最低限の会費(この事例では1口の社費)までは、寄附ではありませんが、これを超える分は寄附にあたります。

日赤の社員(社費)はどうなんだろう？



Q4 選挙区内の政治家を町内会の新年会に招待したところ、手ぶらでは行けないと言って、清酒1升を持ってきましたが、受け取れますか。

A4 寄附となるため、受け取れません。
債務の履行と認められない支出や物品の無償提供は禁止されている寄附となるため、政治家は提供できません。
寄附は、現金に限りません。花輪、記念の置物、時計、トロフィーなど、多少でも金銭的価値のあるものを無償で提供することは、寄附にあたります。

Q5 選挙区内の政治家を町内会の忘年会に招待したところ、手ぶらで来たので、「寸志くらい出してよ」と言いたいのですが…。

A5 政治家は、会費でない場合は出せません。質問の場合は、政治家に対する寄附の要求になりますので、言うてはいけません。
会費が必要な場合は、会費が必要な旨と実費相当額の会費を明示して案内し、明示した金額だけを受け取るようにしましょう。また、会費を徴収しない場合は、何も持ってこないようにはっきり伝えましょう。

寄附は、有権者が求めるのも、受け取るのもダメです。

実費相当額を徴収する場合は、あらかじめ、会費として額を明示する必要があります。



Q6 老人クラブの忘年会を会費2,000円で会員に案内しました。選挙区内の政治家には、金額を書かずに案内したところ、当日5,000円を包んできましたが、どうしたら良いでしょうか。

A6 債務の履行と認められないものは寄附となりますので、受け取るとはできません。
質問の事例では、お金を包んできたとのことですが、無償で招待していると受け取れる案内ですと、禁止されている寄附となるため、実費相当額の寸志であっても政治家は提供できません。
会費が必要な場合は、会費が必要な旨と実費相当額の会費を明示して案内し、明示した金額だけを受け取るようにしましょう。

政治家は、老人クラブの忘年会に限らず、町内会のお祭りのように会費を徴しないイベントに寸志を提供することができません。

